

平成21年度第8回SPODネットワークコア運営協議会 議事次第

日 時:平成22年1月25日(月)13:00～14:00

場 所:愛媛大学城北キャンパス 愛大ミューズ3階会議室

議 題:

1. 教育関係共同利用拠点認定の申請について

・平成21年度の教育関係共同利用拠点の認定について

【資料1-1】

・教育関係共同利用申請書(案)

【資料1-2】

2. ティーチング・ポートフォリオ開発ワークショップの開催について

【資料2】

3. 高等教育トップリーダーセミナーについて

・高等教育トップリーダー セミナー (案)

【資料3-1】

・高等教育トップリーダーセミナーに関するQ&A

【資料3-2】

4. 事業実施計画に係る文部科学省予算ヒアリングについて

・平成20年度「戦略的大学連携支援事業」選定取組における

平成22年度以降実施計画に関する調書作成について

【資料4-1】

・文部科学省提出資料

【資料4-2】

・平成20年度「戦略的大学連携支援事業」申請書

【資料4-3】

5. 「文部科学時報」(平成22年3月号)の原稿執筆について

【資料5】

事 務 連 絡

平成21年12月16日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

文部科学省高等教育局大学振興課

平成21年度の教育関係共同利用拠点の認定について

教育関係共同利用拠点制度については、平成21年8月27日付け21文科高第38号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について（通知）」において、本制度が平成21年9月1日から施行された旨、各大学に通知いたしました。

平成21年12月16日より、本制度の認定に関する申請の受付を開始いたしますので、ご連絡いたします。

詳細については以下を参照いただくとともに、同内容を文部科学省ホームページ（「大学・大学院・専門教育に関すること」のうち、「大学間連携の推進」）に掲載していますので、併せてご覧ください。

1. 平成21年度の拠点認定にかかるスケジュールについて

（1）第一次申請

平成21年12月16日（水曜日）～平成22年1月31日（日曜日）

第一次申請期間

平成22年2月

第一次申請の認定に係る中央教育審議会での審議

平成22年2月（予定）

文部科学大臣の認定

（2）第二次申請

第一次申請スケジュールにおける認定作業終了後、第二次公募を予定。

2. 平成21年度第一次申請の公募対象となる拠点の施設の種類の種類について

今回の第一次申請の対象となる拠点の施設の種類の種類は、

- ・留学生支援施設（別紙1）
- ・大学の教職員の組織的な研修等の実施機関（別紙2）
- ・練習船（別紙3）

の三つの種類の施設の施設について公募いたします。

これらの拠点については、別紙1から3に申請の際の留意事項をまとめておりますので、申請の際には必ずご参照ください。

また、第二次申請においてもこれらの種類の施設の施設については、第一次申請と同様に公募する予定です。

3. 申請に関する相談等

教育関係共同利用拠点としての認定の申請にあたり、申請に関する相談を希望する大学におかれては、文末の「本件に関するお問い合わせ先」までご連絡ください。なお、連絡の際には以下の事項をお伝え願います。

- ・申請（予定）大学名
- ・申請（予定）施設の名称
- ・検討している教育関係共同利用拠点の種類、及びその名称（仮名称等でも可）
- ・訪問しての相談を希望する場合、訪問希望日時
- ・来訪人数
- ・ご連絡先担当者名等

4. 平成21年度第一次申請にかかる各種様式等

申請書の記載にあたっては、別添1「教育関係共同利用拠点 申請書」をご利用ください。なお、電子媒体は文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

また、申請書の記載にあたっては、別添2「教育関係共同利用拠点 申請書記入要領」及び参考資料1「教育関係共同利用拠点制度 Q&A」を参考としてください。

5. 申請書の提出について

申請書は関係書類等を同封の上、原本1部、コピー10部（計11部）を郵送でご提出ください。（平成22年1月31日（日曜日）必着）

宛先は以下のとおりです。

<申請書提出先>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課 学務係 行

【本件に関するお問い合わせ先】

○制度全般，認定スケジュール

高等教育局大学振興課大学改革推進室 学務係 高橋
電話番号：03-5253-4111（内線3034）
E-mail：daikaika@mext.go.jp

○留学生関連施設について

高等教育局学生・留学生課 高久
電話番号：03-5253-4111（内線3359）
E-mail：ryuugaku@mext.go.jp

○大学の教職員の組織的な研修等の実施機関について

高等教育局大学振興課大学改革推進室 学務係 高橋
電話番号：03-5253-4111（内線3034）
E-mail：daikaika@mext.go.jp

○練習船について

高等教育局専門教育課 堀内
電話番号：03-5253-4111（内線2935）
E-mail：senmon@mext.go.jp

(別紙1)

教育関係共同利用拠点制度の対象となる留学生支援施設に関する留意事項

平成21年12月14日

全国共同利用検討ワーキンググループ決定

(留学生支援施設の定義)

1. 留学生支援施設とは、「日本語教育センター」、「留学生宿舍」の二種類とする。
 - i) 日本語教育センターは、大学が設置する、外国人留学生の教育のための施設であり、主に日本語教育を行うことを目的とするものを指す。
 - ii) 留学生宿舍は、大学が設置する宿舍のうち、主に外国人留学生が入居するための施設を指す。

(留学生支援施設に関する留意事項)

2. 教育関係共同利用拠点の申請のうち、留学生支援施設については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下「告示」という。)に定める基準のほか、その特性にかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。
3. 教育関係共同利用拠点制度の対象となる留学生支援施設のうち、日本語教育センターに関する基準

(告示第三条第二号、第四号関係)

- (1) 運営上の責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第三号、第五号関係)

- (2) 設置大学以外の留学生を広く対象とした教育を実施し、利用に当たって、他大学の留学生が不利益を被らないこと。

(告示第三条第五号関係)

- (3) 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が利用できること。

(告示第三条第六号関係)

- (4) 体系的な教育課程が整備され、課程の修了基準、授業計画、成績評価の基準等が学生に対して明示されていること。

(告示第三条第七号関係)

(5) 留学生数に応じた教職員の数が確保されていること。

4. 教育関係共同利用拠点制度の対象となる留学生支援施設のうち、留学生宿舎に関する基準

(告示第三条第二号関係)

(1) 留学生を対象とした国際交流・地域交流に関する諸条件が整備され、体系的な取組等が実施されること。

(告示第三条第二号、第四号関係)

(2) 施設を運用する上での責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第五号関係)

(3) 入居者の募集にあたっては、設置大学以外の留学生を広く対象とし、他大学の留学生が不利益を被らないこと。

(4) 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が居住できること。

(5) 同一の留学生宿舎の建物内で、留学生と日本人が混在して居住していること。

(6) 入居者の募集にあたっては、来日一年以内もしくは入学後一年以内の留学生が優先的に入居できること。

(7) 国内大学と海外大学との交流協定等に基づく留学生が入居できること。また、交流協定等に基づく留学生を計画的に受け入れることができること。

(告示第三条第七号関係)

(8) 生活上の相談、宿舎の管理等、学生が生活する上での支援体制が整備されていること。その際、外国語による対応も可能であること。

以上

(別紙2)

**教育関係共同利用拠点制度の対象となる、
大学の教職員の組織的な研修等の実施機関に関する留意事項**

平成21年12月14日

全国共同利用検討ワーキンググループ決定

(大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の定義)

1. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関とは、大学が教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する場合、又は職員の事務処理の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する場合において、当該研修及び研究の実施又は支援等を行う施設であって、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号)第二条第一号に定めるものとする。

なお、大学の教職員の組織的な研修等の実施機関は、大学内の組織及びその機能を指すものであって、特定の建物、設備等を指すものではない。

(大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の留意事項)

2. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号)第二条各号に定める基準のほか、その特性をかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。

(告示第三条第一号関係)

- (1) 教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究、又は、職員の事務処理の改善を図るための組織的な研修及び研究のいずれか、もしくは双方に関する取組みを行っていること。

(告示第三条第三号、第六号関係)

- (2) 教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究並びに職員の事務処理の改善を図るための組織的な研修及び研究に関し、指導又は相談等を行う者の育成等、指導的立場に立つ者を対象とした取組みが含まれていること。

(告示第三条第五号関係)

- (3) 教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究並びに職員の事務処理の改善を図るための組織的な研修及び研究に関する指導又は相談等の経験を持ち、専門性を備えた担当者が専任で配置されていること等、取組みが円滑に行われるような人員配置がなされていること。

(告示第三条第五号，第六号関係)

(4) 他大学の教職員の組織的な研修等の実施機関と連携した取組みが可能であること。

(告示第三条第五号，第七号関係)

(5) 教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究並びに職員の事務処理の改善を図るための組織的な研修及び研究に関する調査研究並びに情報の収集，整理及び提供を行い，他大学の教職員等からの相談に対し，適切な対応が可能なこと。

(6) 他大学の求めに応じ，講師を派遣する体制が整備されていること。

(告示第三条第六号関係)

(7) 多様な受講対象者の能力や専門分野に対応した取組みが可能であること。

(8) 教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究並びに職員の事務処理の改善を図るための組織的な研修及び研究を支援する教材の開発等が可能なこと。

以上

(別紙3)

教育関係共同利用拠点制度の対象となる練習船に関する留意事項

平成21年12月14日

全国共同利用検討ワーキンググループ決定

(練習船の定義)

1. 練習船とは、総トン数20トン以上の船舶で、大学が教育活動に利用することを目的として保有するものを指す。

(練習船に関する留意事項)

2. 教育関係共同利用拠点の申請のうち、練習船については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下、「告示」という。)に定める基準のほか、その特性をかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。

(告示第三条第一号関係)

- (1) 申請施設は、原則として単位認定をとまなう、教育課程上の乗船実習を提供すること。なお、当該施設を用いた乗船実習を授業科目の一部として実施し、単位認定をとまなう場合も含まれる。

(告示第三条第二号関係)

- (2) 上記(1)の乗船実習の提供にあたり、その運用上の責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第六号関係)

- (3) 上記(1)の乗船実習の提供にあたっては、練習船を保有する大学(以下、「保有大学」という。)以外の学生のみが乗船し単独で航海する形態、保有大学の学生と保有大学以外の学生とが共に乗船し航海する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、乗船実習における教育は保有大学の乗組員等が行うこと。

他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生に提供されるものと同等及び同質の条件であること。

(告示第三条第八号関係)

- (4) 共同利用に供する日数が、運航可能な日数に比して相当の割合であること。原則として、運航可能日数の2割程度以上の共同利用が見込まれること。

以上

教育関係共同利用拠点 申請書

大 学 名				
申 請 者	学 長 名			
	本部所在地	〒		
拠 点 の 名 称	(例：〇〇〇〇〇拠点)			
申 請 施 設 の 名 称	(例：〇〇教育センター、〇〇宿舍〇〇棟、練習船〇〇丸 等)			
申 請 施 設 の 種 類	1. 日本語教育センター 2. 留学生宿舍 3. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関 4. 練習船 ※該当する申請に○を付けてください			
申 請 組 織 の 代 表 者 (申請施設の運営について権限を有する者)	フリガナ			所 属 部 署
	氏 名			
	役 職 名			
	所 在 地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			
1. 教育関係共同利用拠点の全体概要 (告示第二条第一号及び第三条第一号関係)				
(1) 共同利用拠点としての認定を受ける趣旨及び必要性 ※ 申請施設の目的・役割、認定後の施設の利用計画、見込まれる教育効果、大学間連携への貢献等について記載してください。 <記載上の留意点> 申請施設の種類に応じ、以下の点を記載してください 【1. 日本語教育センターの場合】 ・多様な出身国の留学生が利用可能か ・カリキュラム、シラバス、成績評価基準等が整備され体系的な教育が行われているか 【2. 留学生宿舍の場合】 ・留学生と日本人との混住であるか ・渡日1年以内、または入学後1年以内の留学生が優先的に入居できるか ・多様な出身国の留学生が入居可能か ・留学生間、留学生と日本人学生間、留学生と地域住民間等、国際交流・地域交流ができる施設設備や運営規程が整備され、体系的な取組・事業が行われる見込みがあるか 【3. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の場合】 ・対象者は、教員・職員のいずれか。または双方を対象とするものか。 ・受講対象者のレベル・専門分野に対応した体系的なプログラムの提供等、適切な対応が可能か ・他大学における教員の組織的な研修等または職員の組織的な研修等に関する指導や相談を行う者を育成す				

るための取組みが可能か 【4. 練習船の場合】 ・原則として単位認定をとまう、教育課程上の乗船実習を提供することが目的となっているか。 なお、当該施設を用いた乗船実習を授業科目の一部として実施し、単位認定をとまう場合も含まれる。
2. 申請施設の概要（告示第二条第二号及び第三条第二号、第三号関係） ※ 申請施設におけるこれまでの主な利用実績【別紙1】 （新設される施設においては記入不要） ※ 「学則その他大学の内規等で申請施設の設置を規定しているものの写し」、及び「概要の分かる資料（パンフレット等）」を添付してください。ただし、新設される拠点で学則等の規程が未整備の場合、今後整備する学内規定における位置づけや、設置計画の概要等、内容の分かるものを提出してください。 ※ 運営上の責任体制に関する部分については、傍線を引く等して明示するようにしてください
3. 教育関係共同利用の状況 （1）運営委員会の状況 ※ 設置規則及び委員名簿を別途添付してください（告示第二条第三号及び第三条第四号関係） （2）教育関係共同利用の公募方法（告示第二条第四号及び第三条第五号関係） ※ 共同利用拠点を利用する大学に関する公募・決定の方法について記載してください ＜記載上の留意点＞ 申請施設の種類に応じ、以下の点を記載してください 【1. 日本語教育センターの場合】 ・他大学の留学生が広く対象となり、利用に当たって不利になることはないか 【2. 留学生宿舎の場合】 ・他大学の留学生が広く対象となり、利用に当たって不利になることはないか 【4. 練習船の場合】 ・他大学の学生も同等・同質の条件で利用できることとなっているか
（3）教育関係共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況【別紙2】 （告示第二条第五号及び第三条第六号関係）
（4）共同利用する大学や利用者に対する支援体制（告示第二条第六号及び第三条第七号関係） ＜記載上の留意点＞ 申請施設の種類に応じ、以下の点を記載してください 【1. 日本語教育センターの場合】 ・同センターで教育する留学生数に応じた教職員数が確保されているか 【2. 留学生宿舎の場合】 ・チューター、レジデントアシスタント、カウンセラー、留学生相談員等、学生が生活する上での支援体制が整備されているか ・外国語による対応が可能であるか。 【3. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の場合】 ・他大学からの要請に応じて講師を派遣する体制が整備されているか ・他大学の教職員の組織的な研修等の実施機関と連携して取組みを進める体制が整備されているか

- ・教職員の組織的な研修等に関する調査研究や情報収集等を通じ、教職員や研修等担当者等からの相談に適切な対応が可能な体制がとられているか
- ・教職員の組織的な研修等に関する研修プログラムの講師やコンサルタント等として指導や相談の経験を持ち、専門性を備えた専任の担当者が配置されているか
- ・教職員の組織的な研修等を支援するための教材やプログラム等を開発する体制が整備されているか

【4. 練習船の場合】

- ・単独航海・混乗（※）のいずれの形態をとっても差し支えないが、原則として練習船を保有する大学等（以下「保有大学」という）の練習船の乗組員等が、船上での教育を行うこととなっているか
- ※ 単独航海とは、他大学の学生のみが航海することを、混乗とは、保有大学の学生と一緒に他大学の学生が航海することをいう

- （5）教育関係共同利用に関する情報提供・情報発信（告示第二条第七号及び第三条第八号関係）
※教育関係共同利用に関する外部への情報提供の内容・方法について記載してください

- （6）単年度又は複数年度の教育関係共同利用への参加見込み者数等
（告示第二条第八号及び第三条第九号関係）

＜記載上の留意点＞

申請施設の種別に応じ、以下の点を記載してください

【2. 留学生宿舎の場合】

- ・海外の大学との交流協定・プログラム等に基づく留学生の入居がどの程度見込まれるか

【3. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の場合】

- ・他大学に対する講師派遣や教職員等からの相談で見込まれる件数や、利用大学の教職員を対象とした研修の開催回数やのべ参加人数がどの程度見込まれるか

【4. 練習船の場合】

- ・利用見込み大学数及び他大学の共同利用見込み者数のほか、「年間運航可能日数」、「共同利用使用可能日数」及び「共同利用日数」がどの程度見込まれるか

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏 名		役 職 名	
	所 在 地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			

【別紙 1】

申請施設におけるこれまでの主な利用実績
(平成〇〇年度)

〇〇〇大学〇〇〇〇〇 (申請施設名)

利用実績の概要

- ※ 過去3年度（平成18～20年度）分の主な利用実績を記入すること
- ※ 新設される施設については記入不要

【別紙2】

共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況
(平成〇〇年度～平成〇〇年度)

〇〇〇大学〇〇〇〇〇 (申請施設名)

施設、設備及び資料等名	概 要
(例) 〇〇施設	
〇〇設備	
〇〇文献データベース	
※ 1. 日本語教育センターの場合、開設クラス数、最大受講者数、他大学からの受入れ可能な受講者数等、事業規模が分かるように記載して下さい ※ 2. 留学生宿舎の場合、居住可能者数(部屋数)、他大学から受入れ可能な入居者数等、事業規模が分かるように記載して下さい	

- ※ 現在共同利用者が利用することが可能な設備・資料等について記入すること
- ※ 新設される設備については、予定を記入すること

教育関係共同利用拠点 申請書記入要領

一. 共通留意事項

- ・申請書はすべて日本工業規格 A 4 版で作成して下さい。
- ・文字の大きさは 9 p t ~ 1 2 p t 程度で作成して下さい。
- ・誤記入があった場合は改めて作成して下さい。(訂正印, 修正液の使用はご遠慮下さい。)
- ・作成にあたって, 文字数の超過等により, 不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は, 読みやすい形で適宜修正を施し作成して下さい。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記入例は削除して作成して下さい。
- ・教育関係共同利用拠点の申請にあたっては, 原則, 学長からの申請としてください。

二. 申 請 書

- ・「申請者」欄は, 学長の氏名を記入して下さい。
- ・「拠点の名称」欄は, 拠点の名称を記入して下さい。(例: ○○○拠点)
- ・「申請拠点の種類」欄は, 該当する申請の番号部分に○をつけてください。なお, 一つの申請では一種類のみとさせていただきますので, 二以上の施設の種類で申請をする場合は, それぞれに申請書を作成してください。

1. 教育関係共同利用拠点の全体概要

- ・「共同利用拠点としての認定を受ける趣旨及び必要性」欄は, 申請施設の目的・役割, 認定後の施設の利用計画, 見込まれる教育効果, 大学間連携への貢献等について記載してください。

2. 申請施設の概要

- ・申請施設におけるこれまでの主な利用実績を, 【別紙 1】に過去 3 年度分(平成 1 8 ~ 2 0 年度)の主な利用実績について記入してください。なお, 申請時点において, 平成 2 1 年度内に顕著な利用実績等をあげている場合は, 平成 2 1 年度分を別葉で作成し提出いただいてもかまいません。
- ・学則その他大学の内規で申請施設の設置を規定しているものの写しを添付して下さい。新設される拠点で学則等の規程が未整備の場合, 今後整備する学内規定における位置付け, 改訂の見通し等, 内容のわかるものを提出してください。
その際, 運営上の責任体制に関する部分については, 傍線を引く等して明示するようにしてください。

3. 教育関係共同利用の状況

- ・「(1) 運営委員会の状況」については, 設置規則及び委員名簿を別途添付して下さい。
- ・「(2) 教育関係共同利用の公募方法」欄は, 教育関係共同利用拠点としての公募・採択方法を記入して下さい。なお, 採択を審議する組織の設置規則(案)及び委員名簿(案)を別途添付して下さい。

※「日本語教育センター」及び「留学生宿舎」の申請については, 設置大学以外の留学生が広く対象となり, 利用に当たって不利となることがないかについても記入願います。

※「練習船」の申請については, 他大学の学生も同等・同質の条件での利用が可能かについて記入願います。

- ・「(3) 教育関係共同利用に供する施設, 設備及び資料等の状況」を, 【別紙 2】に, 過去 3

年度（平成18～20年度）分の実績を別葉で記入して下さい。申請施設が保有する施設、設備、学術資料・データベース等、概要及び利用数、アクセス数等を記入して下さい。

なお、申請時点において、平成21年度内に、利用数等の大幅な増加や新たな施設、設備等の導入がある場合は、平成21年度分を別葉で作成（追加）し提出いただいてもかまいません。

- ・「(4) 共同利用する大学や利用者に対する支援体制」欄は、申請施設の種類に応じ、以下の状況について記入してください。

※【1. 日本語教育センターの場合】

- ・同センターで教育する留学生数に応じた教職員数が確保されているか

※【2. 留学生宿舎の場合】

- ・チューター、レジデントアシスタント、カウンセラー、留学生相談員等、学生が生活する上での支援体制が整備されているか
- ・外国語による対応が可能であるか。

※【3. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の場合】

- ・他大学からの要請に応じて講師を派遣する体制が整備されているか
- ・他大学の教職員の組織的な研修等の実施機関と連携して取組みを進める体制が整備されているか
- ・教職員の組織的な研修等に関する調査研究や情報収集等を通じ、教職員や研修等担当者等からの相談に適切な対応が可能な体制がとられているか
- ・教職員の組織的な研修等に関する研修プログラムの講師やコンサルタント等として指導や相談の経験を持ち、専門性を備えた専任の担当者が配置されているか
- ・教職員の組織的な研修等を支援するための教材やプログラム等を開発する体制が整備されているか

※【4. 練習船の場合】

- ・単独航海・混乗（※）のいずれの形態をとっても差し支えないが、原則として練習船を保有する大学等（以下「保有大学」という）の練習船の乗組員等が、船上での教育を行うこととなっているか

※単独航海とは、他大学の学生のみが航海することを、混乗とは、保有大学の学生と一緒に他大学の学生が航海することをいう

- ・「(5) 教育関係共同利用に関する情報提供・情報発信」欄は、他大学に対する参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況等の情報の提供方法について記入して下さい。
- ・「(6) 単年度又は複数年度の教育関係共同利用への参加見込み者数等」欄は、共同利用に参加が見込まれる大学及び対象者の数を記入して下さい。その際、見込まれる参加者数約〇〇人（延べ約〇〇〇人・日）というように、見込まれる実人数と延べ人数を記入して下さい。また、申請施設の種類に応じ、以下の点を記載してください

※【2. 留学生宿舎の場合】

- ・海外の大学との交流協定・プログラム等に基づく留学生の入居がどの程度見込まれるか

※【3. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の場合】

- ・他大学に対する講師派遣や教職員等からの相談で見込まれる件数や、利用大学の教職員を対象とした研修の開催回数やのべ参加人数がどの程度見込まれるか

※【4. 練習船の場合】

- ・利用見込み大学数及び他大学の共同利用見込み者数のほか、「年間運航可能日数」、「共同利用使用可能日数」及び「共同利用日数」がどの程度見込まれるか

教育関係共同利用拠点制度 Q&A

【制度関係】

Q. 教育関係共同利用拠点制度の創設の趣旨は何か。

A. 多様化する社会と学生のニーズに応えつつ、質の高い高等教育を提供していくために、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等を推進することで、国公私を通じた多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援することです。

Q. 共同利用・共同研究拠点制度との違いは何か。

A. 大学が持つ教育研究の機能のうち、教育面に着目し、大学教育の充実に特に資するものを対象としています。教育を主とする施設は、共同利用・共同研究拠点を認定する制度の趣旨になじまないものもあると考えられ、今回、教育関係共同利用拠点の新たな制度の創設により、教育面からの共同利用等を推進することで、資源の有効な活用を図ることが可能となります。

Q. 施設が教育関係共同利用拠点に認定された場合、当該施設がこれまで果たしてきた役割等が変更になるのか。

A. これまでも各大学において、大学間連携等により教育施設の共同利用等の取組が行われたきたところです。

今回の教育関係共同利用制度は、学校教育法施行規則及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程に基づき、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、文部科学大臣の認定を受けることができるというものです。

なお、本制度の創設により、大臣認定を受ける要件に合致しない大学独自の共同利用等の取組を推進することを妨げるものではありません。

【申請関係】

Q. 拠点の申請にあたり、施設の規模等の制限はあるのか。

A. 施設の種類等によって異なりますが、複数の大学間で共同で当該教育施設を利用するという趣旨から、安定的・継続的に取組を推進する運営体制（例：専任教員・技術職員・事務職員等の配置、学内の予算配分等）が構築できるかなど、大学として事前に十分検討していただくことが必要です。

また、上記の観点から、対象となる施設の種類等ごとに、定量的な規模を申請の条件として付加する場合があります。その際は、募集にあたっての種類等ごとの留意事項に明示しますので、参照してください。

Q. 一大学から複数の拠点を申請することは可能か。

A. 異なる種類の拠点（例えば練習船と留学生関連施設）の申請については、一大学からの複数申請が可能です。

留学生関連施設のうち、「宿舎機能」と「日本語教育機能」は別の類型として整理します。

なお、今後新たな拠点の種類が追加された場合は、その機能に応じて判断します。

Q. ○○センターの一部として練習船とその他の施設を持つような場合、どの単位で申請を行うこととなるのか。

A. 例えば、「水産・農学教育センター」等の名称で、施設の一部として練習船と農場が含まれる場合、それぞれの機能の違いをかんがみ、練習船という単位で申請くださるようお願いいたします。

Q. すでに共同利用・共同研究拠点として認定を受けている拠点を教育関係共同利用拠点としても申請することは可能か。

A. 共同利用・共同研究拠点制度及び教育関係共同利用制度は、ともに、研究もしくは教育の特に優れた取組を認定するものであるため、双方ともに認定の対象となる可能性は低いものと考えます。しかし、教育研究を一体的に運用している場合等も想定されますので、基本的には個別の状況により判断することとなります。ご希望のある際には、大学振興課までお問い合わせください。

Q. 共同利用の実績がない施設が拠点となることは可能か。

A. 教育関係共同利用拠点は、申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれることが要件となっており、実績がない場合は、直ちに拠点となりうる可能性は低いものと考えられます。

拠点となりうる場合の例としては、新規建設の場合等が考えられますが、その場合は将来的な共同利用の計画を提出し、十分な見通しを説明していただくことが必要になります。

Q. 認定後に申請内容を変更することは可能か。

A. 認定の際には申請に基づいて審査を行うため、大幅な申請内容の変更がある場合、再度申請を行っていただく必要があります。

ただし、軽微な変更ややむを得ない計画の変更については、文部科学省大学振興課までお問い合わせください。

Q. 平成21年度はどのような施設が申請対象となるのか。

A. 教育関係共同利用拠点については、施設の種類ごとに専門的な審査を行うことから、審査のための留意事項が整理された施設の種類の種類から順次公募の対象とします。

平成21年度は、第一次公募（平成21年12月～）において、

- ・練習船
- ・留学生関連施設
- ・大学の教職員の組織的な研修等の実施機関

を募集します。第二次公募（平成22年2月以降予定）の施設の種類の種類については、現状では未定ですが、第一次公募の際の3つの施設の種類の種類については引き続き募集を予定しています。

Q. 同じ施設の種類の種類で全国に複数の拠点が存在することは可能か。

A. 同一分野においても、例えば地域性や役割の違い等の特性にかんがみ、複数の拠点の認定が可能と考えます。ただし、それぞれの拠点の役割が明確であるか等、審査時点において必要な確認をすることとなります。

詳細については、文部科学省大学振興課までお問い合わせください。

Q. 共同利用・共同研究拠点制度においては、ネットワーク型の共同利用・共同研究拠点ががあるが、教育関係共同利用拠点制度でも同様のスキームを設けることを想定しているのか。

A. 共同利用・共同研究拠点制度におけるネットワーク型拠点については、「共同研究」に基づく考え方であるため、直ちに同様の仕組みを教育関係共同利用拠点で認定することは想定しておりませんが、例えば、教育施設の連携により全国的なネットワークを構築した場合等は、複数の大学にまたがる拠点を、一つの運営委員会を置くネットワーク型拠点として認定することが考えられます。

詳細については、文部科学省大学振興課までお問い合わせください。

【有効期間関係】

Q. 教育関係共同利用拠点の有効期間について

A. 教育関係共同利用拠点については、継続性をもった教育活動を可能とする期間を認定期間とする必要があると考えています。施設の老朽化や教育体制の変更等が考えられることを踏まえ、有効期間については、当面5年間を想定しています。

なお、有効期間終了後も認定の継続を希望する場合には、再度申請が必要です。

【その他】

Q. 事前相談等の窓口はどこになるのか。

A. 以下のとおりです。

文部科学省：電話・０３－５２５３－４１１１（代表）

- ・留学生関連施設：学生・留学生課（内線３３５９）
- ・大学の教職員の組織的な研修等の実施機関：大学振興課学務係（内線３０３４）
- ・練習船：専門教育課（内線２９３５）
- ・その他制度全般：大学振興課学務係（内線３０３４）

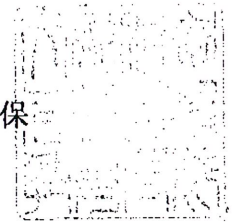
21文科高第38号
平成21年8月27日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学省高等教育局長
徳 永

保



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第30号）が、また、別添2のとおり、教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程（平成21年文部科学省告示第155号）が、それぞれ平成21年8月20日に公布され、平成21年9月1日から施行されることとなりました。

今回創設される教育関係共同利用拠点制度は、多様化する社会と学生のニーズに応えつつ質の高い教育を提供していくために、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等を推進することで大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援するものです。

既に教育課程の共同実施制度や学術研究分野における共同利用・共同研究拠点制度が施行されているところですが、各大学におかれては、下記に示す今回の新たな制度の詳細について十分ご了知いただき、同制度をご活用いただくようお願い致します。

なお、文部科学大臣への申請様式や対象施設、施設の種類等に応じた認定基準等、申請手続きにあたり必要な事項や今後の申請スケジュール等については、別途お知らせします。

記

- 第1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第30号）の概要

- (1) 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができること。(第143条の2第1項関係)
- (2) (1)の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点(以下「拠点」という。)として文部科学大臣の認定を受けることができること。(第143条の2第2項関係)

第2 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程(平成21年文部科学省告示第155号)の概要

(1) 趣旨(第1条関係)

拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによること。

(2) 認定の基準(第2条関係)

拠点の認定の基準は次の①～⑧の要件に適合するものであること。

- ① 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。(第1号)
- ② 拠点の認定を受けようとする施設(以下「申請施設」という。)が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずる学内規程等に記載されていること。新設の施設の場合にあつては、当該施設が設置された際に学内でどのような位置づけを有するのか明らかにすること。(第2号)
- ③ 開かれた運営体制を確保し、幅広い意見を拠点の運営等に反映させられるため、申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会を置いていること。また、その際、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の2分の1以下であること。なお、「申請施設の運営について権限を有する者」に具体的に該当する者については、各大学において実態に即して判断することとする。また、ロの委員については、学外者であることが望ましいこととする。(第3号)
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
 - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- ④ 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。なお、近隣の大学のみによる共同利用も許容されることとする。また、当該施設を利用する機関は大学のみ限定されるものではなく、各大学の判断で、大学以外に高等専門学校や専門学校等にも拠点の利用を認めることができるものであることとする。(第4号)
- ⑤ 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備、要件及び資料、データベース等を備えていること。(第5号)
- ⑥ 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要

な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。(第6号)

- ⑦ より多くの大学の利用を図り、成果を広く発信するという観点から、申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。(第7号)
- ⑧ 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。なお、望ましい具体的な利用大学数については、申請施設の種類等に応じて判断することとする。(第8号)

(3) 認定の申請 (第3条関係)

申請施設を置く大学の学長は、申請書に次の①～⑨の書類を添えて、文部科学大臣に申請すること。

- ① 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類 (第1号)
- ② 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの (第2号)
- ③ 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類 (第3号)
- ④ 運営委員会の規則及び名簿 (第4号)
- ⑤ 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類 (第5号)
- ⑥ 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類 (第6号)
- ⑦ 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類 (第7号)
- ⑧ 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類 (第8号)
- ⑨ その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類 (第9号)

(4) 認定の手続 (第4条関係)

文部科学大臣は、申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。また、当該認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。なお、有効期間については、各施設ごとに認定の際に判断することとする。

(5) 変更及び廃止等の届出 (第5条関係)

拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長 (以下「学長」という。) は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- ① 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- ② 当該施設を廃止しようとするとき。
- ③ 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(6) 文部科学大臣への報告等 (第6条関係)

学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。また、学長は、毎年度終了後3ヶ月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(7) 認定の取消し (第7条関係)

文部科学大臣は、拠点が(2)に規定する基準に適合しなくなつたと認めると

き又は（５）②若しくは③の届出を大学から受けたときは、認定を取り消すことができること。

（８）認定等の公表（第８条関係）

文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

（９）施行期日（附則関係）

教育関係共同利用拠点制度は、平成２１年９月１日から実施するものであること。

（本件担当）

【制度内容等について】

高等教育局大学振興課法規係 電話：03-5253-4111(2493)

【認定手続き等について】

高等教育局大学振興課学務係 電話：03-5253-4111(3334)

○文部科学省令第三十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十日

文部科学大臣 塩谷 立

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・百四十三条」を「―百四十三条の三」に改める。

第四百四十三条の二を第四百四十三条の三とし、第四百四十三条の次に次の一条を加える。

第四百四十三条の二 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

附 則

この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。

改 正 案	現 行
目次 第九章 大学 第一節 設備、編制、学部及び学科（<u>第四百二十二条―<u>四百四十</u>三条の三</u>） 第九章 大学 第一節 設備、編制、学部及び学科 <u>第四百四十</u>三条の二 大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。 2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、<u>教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。</u> <u>第四百四十</u>三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者が当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。 2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。	目次 第九章 大学 第一節 設備、編制、学部及び学科（<u>第四百二十二条・<u>百四十</u>三条</u>） （新設） <u>第四百四十</u>三条の二（略） 2（略）

○文部科学省告示第百五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四十三条の二第二項の規定に基づき、教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十一年八月二十日

文部科学大臣 塩谷 立

教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程

（趣旨）

第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の二第二項の規定に基づく教育関係共同利用拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

（認定の基準）

第二条 規則第百四十三条の二第二項に規定する教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であつて、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- 二 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供する

ものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

三 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の二分の一以下であること。

イ 当該申請施設の職員

ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者

ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

四 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。

五 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。

六 申請施設を利用する大学に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。

七 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。

八 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

（認定の申請）

第三条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請する

ものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 運営委員会の規則及び名簿
- 五 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類
- 六 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類
- 七 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類
- 八 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類

（認定の手続）

第四条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。
（変更及び廃止等の届出）

第五条 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合に

は、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

二 当該施設を廃止しようとするとき。

三 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

（文部科学大臣への報告等）

第六条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

（認定の取消し）

第七条 文部科学大臣は、拠点が第二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第五条第二号若しくは第三号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

（認定等の公表）

第八条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十一年九月一日から実施する。

(共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程の一部改正)

2 共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(平成二十年文部科学省告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第百四十三条の二第二項」を「第百四十三条の三第二項」に改める。

第八条中「認めるとき」の下に「又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたとき」を加える。

第九条中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は第六条第三号の届出を受け」を削る。

教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程案

◎共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成二十年文部科学省告示第百三十三号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）<u>第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。</u> （認定の基準） 第三条 規則<u>第百四十三条の三第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。</u> 一〇九 （略） （認定の取消し） 第八条 文部科学大臣は、<u>拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。</u> （認定等の公表） 第九条 文部科学大臣は、<u>拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。</u>	（趣旨） 第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）<u>第百四十三条の二第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。</u> （認定の基準） 第三条 規則<u>第百四十三条の二第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。</u> 一〇九 （略） （認定の取消し） 第八条 文部科学大臣は、<u>拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。</u> （認定等の公表） 第九条 文部科学大臣は、<u>拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。</u>

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び 「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」について

I. 趣旨

大学の機能別分化と大学間連携は、第一次報告の主要なテーマの一つであり、各大学が有する人的・物的資源の共同利用・有効活用を一層促進する観点から、学術研究分野において既に実施されている共同利用・共同研究拠点制度について、教育・学生支援分野についても創設することが提言された。

このことを受け、大学分科会に全国共同利用検討ワーキンググループを設置し、検討を重ねてきたところであり、その結果を踏まえ、以下のとおり学校教育法施行規則の一部を改正し、関連する規程を定めて、教育関係共同利用拠点制度を創設した。

II. 概要

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」について

「共同利用・共同研究拠点」について定めている現行の学校教育法施行規則第143条の2を第143条の3とし、新たに第143条の2として「教育関係共同利用拠点」に係る規定を新設する。

- ・ 教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。
- ・ 当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」について

- ・ 教育関係共同利用拠点の認定基準（施設が大学教育の充実に特に資すると認められるものであること、共同利用実施に関する重要運営について審議する委員会を置くこと、共同利用に必要な設備・資料等を備えていること等）について定める（第2条）。
- ・ 認定の申請や認定の手続き、変更・廃止等の手続き、認定等の公表について定める（第3条～第5条、第8条）。
- ・ 学長による共同利用の実施計画・実施状況報告の提出について定める（第6条）。
- ・ 文部科学大臣による認定の取消しについて定める（第7条）。

III. スケジュール

8月20日（木）公布 9月1日（火）施行

ティーチング・ポートフォリオ開発ワークショップの開催について

日 時：平成22年2月27日（土）～28日（日）

別添「スケジュール表（案）」参照

場 所：愛媛大学城北キャンパス 愛大ミューズ

【オリエンテーション・TP作成作業等】

会議室（3階）

【個人ミーティング】

教育・学生支援機構ミーティングルーム（3階）等

主 催：高知大学

共 催：愛媛大学

目 的：ティーチング・ポートフォリオを実際に作成してもらう。また、ティーチング・ポートフォリオを多くの教員に作成してもらうために、メンター養成を行う。

参加対象者：SPODネットワークコア校教員

メンター：加藤 由香里（東京農工大学大学教育センター准教授）

小林 直人（愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室室長）

秦 敬治（愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室副室長）

山崎 哲司（愛媛大学教育学部教授）

城間 祥子（愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室助教）

岸岡 洋介（愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室研究員）

松本 高志（阿南工業高等専門学校電気電子工学科准教授）

スケジュール表(案)

1日目	2日目	後日
8:00AM		
9:00		
10:00		第二校原稿提出 月 日 時
11:00	オリエンテーション+全体コメントおよび作業指針	A1-2 B1-2 C1-2
12:00	意見交換+昼食	A2-2 B2-2 C2-2
1:00PM		A3-2 B3-1
2:00	A1-1 B1-1 C1-1	意見交換 + 昼食
3:00	A2-1 B2-1 C2-1	
4:00	A3-1 B3-1	
5:00	TP作成作業	TP作成作業
6:00		第三校原稿提出 月 日 時 (日程調整中)
7:00		
8:00		
9:00		
10:00	原稿提出締切10:00	
11:00		
0:00AM		

※スケジュール中のA-1-1等はメンターとメンティー(参加者)の個人ミーティングを示している。
1名のメンターにつき、3名のメンティーを担当。A(メンター)-1(メンティー)-1(個人ミーティング回数)

資料3-1

高等教育トップリーダー セミナー（案）

1. 目的

高等教育界をリードする大学等のトップリーダー（経営者・管理者）として、大学等の経営管理を担うために必要な情報を収集し、トップリーダーとしての能力を高めることを目的とする。

2. 開催場所・時期

徳島市、松山市、高知市、高松市、四国中央市を中心として、定期的に開催する。

3. 対象者

大学、短期大学及び高等専門学校の学長、校長、理事、副学長、事務局長、部長クラス

4. 受講方法

下記のプログラムの中から、希望するプログラムを選択し、受講する。

プログラム

- (1) 教育論・高等教育論
- (2) 高等教育史
- (3) 教育法規

日本国憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法、国立大学法人法、公立大学法人制度、私立学校振興助成法、設置基準、知的財産基本法、労働基準法、大学におけるコンプライアンス、法令の諸原理

- (4) 高等教育政策・行政

学校制度の創設、大学の成立、戦後の大学制度、大学改革、諸外国の高等教育事情

- (5) 高等教育財政

日本における私立大学の財政管理を認識するための外部環境、私立助成の現状と課題、財政悪化への事前対応とリスク管理を踏まえた財政改善への実行力

- (6) 経営管理

経営戦略の策定、IR、自己点検評価、ガバナンス機能、組織の運営、広報・情報公開

- (7) 財務管理

学校法人の会計制度、財政の役割と機能、財政の特質、予算制度、財務分析、収入・支出の構造改革

- (8) 危機管理

教育環境に対するリスク、人的資源に対するリスク、財務資源に対するリスク、物的資源に対するリスク、情報資源に対するリスク、経営に対するリスク、マスコミ対応

- (9) 教育研究の水準向上

教育の質保証、FD 論、カリキュラム・マネジメント、教育支援と研究支援の必要性

- (10) 地域・諸外国との連携や貢献

- (11) リーダーシップ論

人事マネジメント（育成・管理・評価、労働法規）、SD 論

- (12) 学生支援論

大学の魅力を向上させるための学生に対する修学・学生生活・就職に関する現状と支援戦略

高等教育トップリーダーセミナーに関するQ&A

1 開催場所・時期について

(1) 開催場所に四国中央市が入っているのはなぜですか。

→A；開催場所として、SPODコア校の所在地である徳島市、松山市、高知市、高松市を考えました。さらに、四国内の各大学等からの移動距離、及び現在、四国内の国立大学長が月1回、四国中央市で四国国立大学協議会を開催していることもあるため、四国中央市も開催場所の一つとしました。

(2) 開催する回数が月1回となると開催する機関の負担が大きくなるのではないのでしょうか。

→A；このセミナーについては12のプログラムを用意しています。このため、月1回程度とさせていただきました。しかし、実際に開催するにあたっては、いくつかのプログラムを同時に開催することとなります。今後、実施機関の負担ができるだけ少なくなるように検討していきたいと考えています。なお、個々のプログラムの内容についても、今後検討していきます。

2 対象者について

(1) このセミナーの対象者は、大学等のトップリーダー（経営者・管理者）や高等教育界のリーダーとなっていますが、具体的には誰が対象となるのですか。

→A；大学等であれば、学長、理事、副学長、学長特別補佐、各学部長等の部局長、評議員、事務局長、部長クラス、高等専門学校等の場合は、校長、事務部長を想定しています。しかし、プログラムによっては、各大学の判断により、課長クラスの参加も考えられます。

3 プログラムについて

(1) なぜ、12のプログラムなのでしょう。

→A；特定非営利活動法人大学職員サポートセンターが平成20年度に「大学経営人材養成推進事業に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケートは、現職の大学等における経営者・管理者が必要と考えている資質、知識、能力及び条件等を回答しています。このアンケート調査を踏まえ、12のプログラムにまとめました。

(2) 大学長等のトップリーダーに対し、このように多くのプログラムが必要なのでしょうか。もう少し、精選してもいいのではないのでしょうか。

→A；（1）でもお答えしましたが、現職の大学等の経営者・管理者が必要と考えている資質、知識、能力及び条件等を基に作成しました。つまり、経営者・管理者に対し求められているものをプログラム化したものです。このため、この12のプログラムは必要と考えています。しかし、このセミナーは個々の経営者、管理者が必要と考えるプログラムを受講すればいいのであって、すべてのプログラムを受講する必要はありません。

4 その他

(1) トップリーダー養成プログラムではなく、セミナーにした理由はなぜですか。

→A；大学等のトップリーダーの選出方法は個々の大学等の事情により異なります。このため、トップリーダー養成プログラムを作成することは現実的ではないと考えました。さらに、トップリーダー等の資質、能力も個人によって異なっています。このため、セミナー形式であれば、各大学の判断により必要なセミナーに受講できるというメリットがあると考えたからです。

(2) 国立大学の場合、事務局長、部長等の管理職は2～3年で異動します。このような異動職も受講の対象となりますか。

→A；このセミナーは、高等教育界のリーダーに必要な資質、知識、能力等を習得してもらい、もって、我が国の高等教育の進展に寄与するという大きな目標があります。このため、人事交流などで大学等を異動する人材にも受講していただきたいと考えています。

(3) トップリーダーセミナーとなると講師はどなたが担当することになりますか。

→A；トップリーダーが受講するセミナーです。日本を代表するような講師陣を招聘しなければならないと考えています。また、学長、理事経験者の講話も重要であると考えています。

事 務 連 絡

平成21年12月25日

平成20年度「戦略的大学連携支援事業」

選定大学取組事務担当者 殿

文部科学省高等教育局

大学振興課大学改革推進室

平成20年度「戦略的大学連携支援事業」選定取組における

平成22年度以降実施計画に関する調書作成について

戦略的大学連携支援事業については、着実に連携取組を進められていることと存じます。

さて、このたび平成20年度「戦略的大学連携支援事業」選定取組について、来年度の補助金基準額を設定する際の参考とするべく、進捗状況を確認するとともに、当初計画の実現可能性について把握するため、来年度の事業計画及び所要額に関する調書を作成いただき、面接調査をさせていただくこととしました。

日程については後日調整させていただきますが、まずは別添を参照の上、別紙様式を作成いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記担当まで連絡をお願いします。

<本件担当>

文部科学省高等教育局大学振興課

大学改革推進室改革支援第二係 成相、中川

電話 03-5253-4111（内線3319）

【確認事項】

- ①現在までの取組状況
- ②平成22年度の実施計画
- ③平成23年度の事業の見通し(内容によっては財政的な裏付けの実証)

【確認方法】

- 1件あたり概ね1時間程度行います。
- 出席者は2～6名以内(文部科学省側は1～2名)としてください。
(代表校でまとめて回答を行っていただいて構いません。)
- 面接当日に提出いただく別紙様式にしたがい、順次質疑応答を行います。

【調書作成方法】

- 各様式左欄の申請時の計画欄には、公募の際に申請された「平成20年度戦略的大学連携支援事業」申請書(様式3)の「連携取組の年次計画等について」に記載された記述を原文のまま箇条書きで記載してください。
- 各様式右欄のH21進捗状況やH22実施計画、H23実施計画欄については、各様式左欄の申請時の計画に対照させて記載してください。
- H23実施計画欄については、補助期間終了後に本取組を継続実施して行くにあたっての具体的な実施主体、実施体制、財政措置の方法を記載してください。

なお、財政措置については、どのような財政措置が行われるかだけでなく、現時点における具体的な検討状況や今後の予定も記載してください。

(上記記載例)〇〇の取組については、平成23年度以降、具体的には別添〇のとおり実施する。なお、現時点では、各大学で当該拠出に関する了承を得るため検討を進めており、〇月までには結論を出す予定。

- 1枚に収まらない場合には、複数枚にわたっても構いません。
- 提出にあたっては「平成20年度戦略的大学連携支援事業」申請書(様式1)も合わせて提出願います。

平成22年1月20日

愛媛大学長 殿

文部科学省大臣官房政策課長

坪 井 裕

「文部科学時報」平成22年3月号の原稿執筆について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびは、御多忙中にもかかわらず「文部科学時報」平成22年3月号（報告：「進む大学教育改革」）の原稿の御執筆をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

つきましては、下記の点及び別添の執筆要項を参照の上御執筆いただき、平成22年1月27日（水）までに高等教育局大学振興課大学改革推進室あて、原稿を御送付くださいますようお願いいたします。御多忙のところ、短期間で誠に恐れ入りますがよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 内 容 ： 事例紹介（戦略GPを受けた取組）
タイトルは、取組名称あるいは内容を端的に示すものをお付けください。
- 2 分量等 ○ 文部科学時報2ページ
○ 本文2,400字以内（写真等掲載により文字数はその分減ります。）
・取組の概要や成果などについて分かりやすく記載してください。
○ 写真・図表等3点程度
・事例の内容にふさわしい写真・図表等数枚を添付願います。
・写真には、簡単な説明と撮影年月日を付してください。
・写真・図表等のデータは、jpeg形式の単独ファイルで、できるだけ容量の大きいものを使用してください。
○ 文体は「です、ます」調で願います。
○ 文末に、文責者、取組の連絡先及びWebサイトを記入してください。
※ 分かりやすい平易な文章をお心がけください。
※ 電子メールでの提出をお願いします。
なお、ワープロ等を御使用の場合は、使用機種明記の上、フロッピーディスクを添付願います。